

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十二年六月二十九日総務省令第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
		（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）
第三条	（略）	第三条
一	（略）	一
イ	（略）	イ
ロ	その認定放送持株会社が子会社とする地上基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局が属する放送系（法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。）に係る放送対象地域の数（広域放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）七の広域放送をいう。）に係るものにあつては放送対象地域内にある都府県の数とする。）の合計が、十二以下であること。	（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）
ハ	（略）	ハ
二・二	（略）	二・二
	（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）	（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）
第四条	（略）	第四条
一	その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基	一

幹放送の業務に係る放送対象地域において、申請者たる認定放送持株会社の子会社が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

一一（略）

二 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おう基幹放送事業者（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者たる認定放送持株会社の子会社との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（申請者たる認定放送持株会社の子会社が特別基幹放送事業者について法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び特別基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる場合であつて、申請者及び当該特別基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社とならぬいときを除き、当該申請者

幹放送の業務に係る放送対象地域において、申請者たる認定放送持株会社の子会社が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

一一（略）

二 隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であつて、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おう基幹放送事業者（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者たる認定放送持株会社の子会社との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（申請者たる認定放送持株会社の子会社が特別基幹放送事業者について法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び特別基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる場合であつて、申請者及び当該特別基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社とならぬいときを除き、当該申請

及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第二条第一項第二号括弧書の規定に基づき総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。)

(認定放送持株会社の子会社が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第五条の二 (略)

(準用)

第七条 第四条第一項第二号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送

者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第二条第一項第二号括弧書の規定に基づき総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。)

(認定放送持株会社の子会社が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第五条の二 申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に限り、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号の総務省令で定める場合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第四条の一のとおりとする。

(準用)

第七条 第四条第一項第二号の規定は、中波放送又は超短波放送を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、中波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「中波放送」と読み替え、コミュニティ放送以外の超短波放送については、同号中「テレビジョン放送」とあるのは「コミュニティ放送以外の超短波放送」と読み替え、コミュニティ放送については、同号中「複数の放送対象地域」とあるのは「複数の都道府県」と、「連続放送対象地域」とあるのは「連続都道府県」と、「一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送

の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）八）の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は一以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（審議機関の委員）

第十二条 申請者たる認定放送持株会社の子会社（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）の審議機関の委員は、できるだけその基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一）の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする」とあるのは「一又は一以上の都道府県に属する放送対象地域においてコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行おうとする」と、「各放送対象地域」とあるのは「各都道府県」と、「テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を」とあるのは「コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を」と、「放送対象地域を除く。」とあるのは「放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県を除く。」と、「放送対象地域からなる」とあるのは「放送対象地域の属する都道府県からなる」と、「一の放送対象地域に当該」とあるのは「一の都道府県に当該」と、「全ての放送対象地域」とあるのは「全ての都道府県」と読み替えるものとする。

（審議機関の委員）

第十二条 申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者の審議機関の委員は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。